ニ　ハの実施設計図書が完成したときは、「設計・施工に関する覚書」に基づき、「工事請負契約書（建設工事）」をもって工事請負契約を締結する。

ホ　本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。

ヘ　本工事は、低入札価格調査となった者と契約を行う場合、本工事に２⑯に示す監理技術者等と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。

ト　本工事においては、申請書の提出（ただし、資料の提出は持参するものとする。）及び入札等を電子入札システムにより行う。

なお、電子入札システムにより難い者は、当機構東日本賃貸住宅本部長（以下「本部長」という。）の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

また、紙入札方式に関する申請については、東日本賃貸住宅本部総務部首都圏入札課に「紙入札方式参加承諾書」を２部提出して行うものとする。様式については、当機構ホームページより入手すること。（「機構ホームページ」→「入札・契約情報」→「電子入札」→「電子入札運用基準」よりダウンロード可能）

２　競争参加資格　次の⑴から⑳に掲げる条件をすべて満たしている者又は㉑の構成基準により結成された特定建設工事共同企業体（以下「工事共同企業体」という。）であり、かつ、㉒に掲げる競争参加資格の確認の手続により１⑵に示す工事に係る工事共同企業体としての競争参加資格の認定を受けている者であること。

⑴　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

⑵　当機構東日本地区における令和元・２年度の一般競争参加資格について土木工事及び建築工事の認定を受けている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により再認定を受けていること。）

⑶　当機構東日本地区における令和元・２年度の一般競争参加資格の建築工事及び土木工事における認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点（工事共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。（⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。）

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　申請書、資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

⑹　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。

なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。

⑺　当機構東日本賃貸住宅本部（所管事務所を含む。）発注の工事成績について、申請書、資料の提出期限日前１年以内の期間において60点未満のものがないこと。

⑻　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　総合評価に係る「施工計画」及び「技術提案」が適正であること。

⑽　本工事に係る「設計計画」が適正であること。

⑾　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（詳細は、当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照。）

⑿　以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。

イ　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

ロ　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

ハ　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

⒀　発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。

⒁　次のイ又はハの資格を有する者であること。

イ　単独申込み（設計業者が申込者の一員となる場合を含む。）の場合は、次の㈠及び㈡の条件を満たすこと。

㈠　施工実績　平成21年度から公告日の前日までの期間に元請として完成後引渡しを済ませた【同種工事１】及び【同種工事２】の施工実績を有すること。（工事共同企業体の構成員としての実績は、工事共同企業体が２者による構成の場合は出資比率30%以上、３者による構成の場合は出資比率20%以上の場合のものに限る。以下同じ。）

【同種工事１】　鉄骨造、高さ40m以上、延床面積13,000㎡以上の事務所※１を含む複合用途の施設建築物※２における建設工事

※１「事務所」とは、平成31年国土交通省告示九十八号（以下、告示九十八号という）別添二第四号とする。

※２「複合用途の施設建築物」とは、事務所と他用途との複合建築物で床面積の50%以上が事務所である建築物とする。

【同種工事２】　既成の市街地※３における鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造４階建以上の建築物除却工事

※３「既成の市街地」とは、国勢調査による地域別人口密度が4,000人／k㎡以上で、その全体が5,000人以上となっている地域をいう。

㈡　設計実績　次の①及び②の条件を満たすこと又は⒂に定める設計業者に実施設計を行わせる事ができること。

①　一級建築士事務所登録のある者であること。

②　日本国内において、平成21年度から公告日の前日までに工事完了した、鉄骨造、高さ30m以上、延床面積10,000㎡以上の事務所を含む複合用途の施設建築物における設計実績を有する者であること。

ロ　工事共同企業体で申込む場合は、次の㈠及び㈡に掲げる条件を満たすこと。

㈠　施工実績　次の①から③の条件をすべて満たすこと。

①　工事共同企業体の代表者はイ㈠の【同種工事１】の施工実績を有すること。

②　工事共同企業体の構成員のうち１者がイ㈠の【同種工事２】の施工実績を有すること。

③　工事共同企業体の代表者以外の構成員については、平成21年度から公告日の前日までの期間に元請として完成後引渡しを済ませた【同種工事３】の施工実績を有すること。

【同種工事３】　鉄骨造、高さ30m以上、延床面積10,000㎡以上の事務所を含む複合用途の施設建築物における建設工事

㈡　設計実績　構成員のうちの１者又は工事共同企業体としてイ㈡を満たすこと。又は⒂の条件を満たす設計業者又は設計共同体に実施設計を行わせる事ができること。

⒂　実施設計を工事請負予定業者以外の者に行わせる場合は、実施設計を行う者（以下「設計業者」という。）が次のイからリに掲げる条件を満たす者であること。

イ　「設計・施工に関する覚書」を締結する意思のある者であること。

ロ　独立行政法人都市再生機構会計実施細則第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

ハ　国税、地方税、その他の公租公課について滞納がある者でないこと。